

姫路市教育委員会会議録（令和8年2月）

○ 日 時 令和8年2月12日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第54号 令和8年度教育委員会関係予算について

議案第55号 令和7年度姫路市一般会計補正予算（第8回 教育委員会事務局所管分）について

議案第56号 姫路市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第57号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第58号 令和8年度学校園教育指針について

日程第4 報告

1 子どもの学校改革応援プロジェクト2025の結果について

2 姫路市教職員・児童生徒意識調査2025の調査結果について

3 中学校部活動の地域展開（姫カツ）の進捗状況について

4 学校給食費の改定について

5 姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

6 小中学校の適正規模・適正配置（置塩・鹿谷中学校区）について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員
（事務局）平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、
宮崎教育企画室参事、角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、
城谷城内図書館長、藤岡総務課長、加野学校施設課長、
谷本教育企画室主幹、柳田教職員課長、中尾学校指導課長、
田淵健康教育課長、牛尾健康教育課主幹、中安人権教育課長、
古林教育研修課長、南原育成支援課長、儀武生涯学習課長、
大西文化財課長、中川姫路科学館長、幸田城郭研究室長、
坂田埋蔵文化財センター館長
（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議案第58号 令和8年度学校園教育指針について
報告事項の6 小中学校の適正規模・適正配置（置塩・鹿谷中学校区）について
て
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

- 議案第54号及び第55号は会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、報告事項の4、5及び6は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

- また、議案第54号及び第55号並びに報告事項の4、5及び6の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第54号及び第55号並びに報告事項の4、5及び6は非

公開と決定します。

○ また、議案第 54 号及び第 55 号並びに報告事項の 4、5 及び 6 の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。

○ なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

○ それでは、
議案第 56 号 姫路市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第 56 号について説明)
改正の理由でございますが、平成 30 年 4 月 1 日に施行した姫路市学校運営協議会規則に則り、白鷺小中学校、豊富小中学校、四郷学院の 3 つの義務教育学校に学校運営協議会を設置し運営してまいりました。今後、更に学校運営協議会を広く展開することを想定し、設置学校の実情に応じた協議会運営を進めることができるように一部規定を改正したいと考えております。

次に、改正する規則の概要でございますが、姫路市学校運営協議会規則の条文について 3 点の改正を行うものでございます。

1 点目は、「委員の任命に関する規定の整備 (第 8 条関係)」としまして、協議会の形骸化を防ぎ、より実効性のある熟議を行うため、従来の役職指定による選任ではなく、学校運営に対する理解と識見を有する者を任命する形へと改めます。

2 点目は、「委員の任期制限 (第 10 条関係)」としまして、現行規則では再任の通算制限がないため、委員が長期にわたり固定化する課題が見受けられました。多様な視点や新たな活力を組織に継続的に導入するため、原則として任期を通算 6 年までとする旨の規定を設けます。

3 点目は、「費用弁償の追加 (第 11 条関係)」としまして、地域住民のみならず、市外の専門家や有識者等を委員として招聘し、より多角的な助言・参画を得るために、費用弁償として旅費を適切に支給できる規定を追加します。

本規則の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

校長の推薦が必須になれば、校長が自分の考え方に近い方を選任したり、偏りが出る可能性があると思いますが、委員を選任するときの公平性や妥当性を確保するための手立てはありますか。

(答)

規則第 8 条において、協議会の委員は、学校運営に対する理解及び識見を有する

者であって、対象学校の所在する地域の住民、対象学校の保護者、校長、教職員、関係行政機関の職員、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する、としておりますので、校長の推薦に基づいて、適切な人選をしていきたいと思っております。

(問) 校長から見ると相応しくないと思う人でも、教育委員会で相応しい人だとなれば、校長は推薦せざるを得ない仕組みなのでしょうか。

(答) 校長の推薦が必須となった背景には、今まで色々な組織において、地域の自治会等の役員が必ず委員に入るものだという認識があり、本来であれば、今の教育課題の解決に資する方に入っていたいただきたいという思いがありましたが、なかなか入りづらい部分があったので、校長が責任を持って選任するという意味で、校長の推薦が必須という形にしております。教育委員会で任命するという形になりますので、4月の定例教育委員会の議案として、担当課から選任した意図等を説明させていただき、その際に委員のみなさまにご判断していただければと思っています。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 56 号 姫路市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 56 号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、
議案第 57 号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (育成支援課長 議案第 57 号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、1つ目は、青少年の健全な育成のために活動している少年補導委員について、教職員の勤務時間適正化を図る一環として、令和7年3月31日をもって小学校教員の委嘱を解いたことに続き、中学校教員についても令和8年3月31日の任期満了をもって少年補導委員に委嘱しないこととしたため、少年補導委員の数及び推薦者に係る規定を改正しようとするものでございます。2つ目は、補導活動に従事する際、携帯しなければならない少年補導委員証について、個人情報保護の観点から、必要最低限の記載内容にしようとするものでございます。
「2 改正の内容」でございますが、1つ目は、少年補導委員の数を「234人

以内」から「196人以内」に変更いたします。2つ目は、少年補導委員の推薦者について、「地区連合自治会長、地区連合婦人会長、小学校長、中学校長、義務教育学校長、特別支援学校長、高等学校長又は各種学校長」としていたものを「地区連合自治会長」のみに変更いたします。3つ目は、少年補導委員証の様式について、「氏名、生年月日、写真」を表記していたものを「氏名」のみに変更いたします。

「3 施行期日」でございますが、令和8年4月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

実際、これまでの少年補導委員の方々のうち、連合自治会長の推薦を受けた方は何割くらいいたのでしょうか。

(答)

これまでも、連合自治会長が推薦をするという形でした。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第57号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第57号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第58号 令和8年度学校園教育指針について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校教育部長 議案第58号について説明)

まず、「学校園教育指針」の趣旨でございますが、本指針は、「姫路市教育振興基本計画」の理念に基づき、本市における教育活動の充実を図り、各学校園が魅力ある学校園教育の推進を協働実践するためのものとして作成しております。令和8年度も、令和7年度に引き続き、デジタルリーフレットとして作成いたしました。

令和8年度の重点項目は5点でございます。

1点目は、「ワクワクする授業づくり～探究的な学びのさらなる推進～」です。令和8年度も令和7年度に引き続き、総合的な学習の時間などを中心として、問題発見・解決能力を育む「探究的な学び」を充実させてまいります。一貫通貫型の「探究的な学び」を更に推進し、幼稚園から高等学校まで、子供の育ちと学びをつないでいきます。

2点目は、「教育DXの推進～デジタル学習基盤を活用した学びの変革～」です。1人1台端末におけるクラウド環境を前提として、生成AI等の活用も踏まえた情報活用能力を育み、子供が自分自身の可能性を広げたり、他者と協働することでお互いを高め合ったりする学びを実現していきます。また、多様なニーズのある子供に対応する観点も含め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組みます。

3点目は、「一人ひとりを大切にした教育の推進～多様な背景やニーズをもつ子どもへのきめ細やかな対応～」です。個別の教育支援計画・指導計画を活用し、合理的配慮に基づいた適切かつ柔軟な支援を行います。また、日本語指導が必要な子供の言葉の習得状況を適切に把握し、重点的な初期指導や取り出しによる指導など、個別のニーズに応じた指導体制を構築してまいります。これらの取組により、校園内の支援体制を充実させ、子供が安心して生き生きと学校生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。

4点目は、「心の通い合う生徒指導の推進～すべての子どもにとって安全で安心な学級・学校づくり～」です。いじめや不登校については、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、ICTを活用した個別支援の充実及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した「チーム学校」による組織的対応の徹底を図るなど、心の通い合う生徒指導及びすべての子供にとって安全で安心な学級・学校づくりに取り組んでいきます。

5点目は、「働き方改革の推進～持続可能な体制の構築と教職員のウェルビーイングの推進～」です。教育の質の向上を図るため、会議や学校行事の縮減・精選、外部人材の活用、生成AI等による校務・業務の効率化により、教職員が子供とじっくり向き合う時間を確保します。また、部活動の地域展開をはじめとした超過勤務時間の削減や教職員の業務の適正化への取組を進めるとともに、教職員の協力・協働によりストレスを抱え込まない働きがいのある職場環境づくりを進めてまいります。

この「学校園教育指針」は、2月9日に開催した全市校園長会の場で、説明したところでございます。また、3月下旬に、データで各学校園に配布し、校園内研修等で全教職員に周知させるなど、あらゆる機会を通じて活用してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

この指針を各学校園にはどのように落とし込んでいきますか。どの段階まで具体的に落とし込んで、各学校と関わっていくのでしょうか。

(答)

例年、学校園教育指針については、このような形で大枠を示し、年1回、教育委員会の指導主事が全ての学校園を訪問し、校長だけではなく、全教員に対して直接説明する場を設けています。そこで理解を深めてもらった上で、学校長が指針に基づいて、各学校の課題や状況に応じた具体的な取組をそれぞれ進めていくというも

のでございます。

(問) 各施策に対しての学校ごとの成果や進捗について、教育委員会は報告を受けていますか。

(答) 学校教育部の部課長が、年3回学校園長と面談し、教育指針に基づいて各学校が行っていることや課題等の報告を受けますので、その都度、課長から助言・指導を行っております。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第58号 令和8年度学校園教育指針について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第58号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、
報告事項の1 子どもの学校改革応援プロジェクト2025の結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (総務課長 報告事項の1について説明)
本プロジェクトにつきましては、募集期間を令和7年10月1日から12月31日までの3か月間、対象校を城東小学校、大白書中学校及び英賀保小学校の3校、目標金額を750万円と設定して実施いたしました。募集の結果、合計で153件、総額710万9,849円のご寄附をいただくことができました。
昨年度に引き続き、今年度のプロジェクトも多くの皆様からご支援をいただき、目標金額に迫る寄附をいただくことができました。また、金銭による寄附以外に、物品による寄附の申し出もいただいております。これらを含めると目標を上回るご支援をいただくことができたものと考えております。
今後のスケジュールとしましては、本年4月から寄附金を活用して、物品の購入や必要に応じて軽工事を実施いたします。8月を目途に改修を完了し、完成後には、ご寄附いただいた皆様をお招きして、改修した空間のお披露目イベントや交流行事を各学校で開催してまいります。

教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思っております。

教育長

- 次に、
報告事項の2 姫路市教職員・児童生徒意識調査2025の調査結果について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の2について説明)
2011年度より開始した本調査ですが、本年度より「第3期姫路市教育振興基本計画(計画期間2025~2029)」がスタートしたことに伴い、今後の事務の管理と執行状況の点検・評価を行うために、質問項目の追加及び精選を行っております。質問項目数は、教職員調査が計23問、児童生徒調査が計28問となりました。また、本年度より、「ワクワクする授業づくり」をメッセージとして発出しておりますので、それに関連した質問を教職員調査と児童生徒調査のそれぞれに3問ずつ追加し、本調査を実施いたしました。

本年度の特徴的な傾向についてご報告いたします。

まず教職員調査についてでございます。こちらは「特別支援推進事業、教育支援」についての項目でございます。長期的な視点では支援の効果は着実に表れておりますが、数値が減少しております。大きな要因は、調査項目の文言変更による影響があると考えております。昨年度までは「連携支援・地域支援、交流及び共同学習、特別支援教育支援員配置、プール介助員配置等によって～」という文言がありましたが、今年度より、教育振興基本計画の指標に合わせて文言変更しております。そのため、「特別支援推進事業」や「教育支援」という用語が、現場の教職員にとって「特別支援教育支援員」や「プール指導時介助員」の配置といった具体的な支援内容と十分に結びつかず、漠然としたイメージでの回答になったものと分析しております。

本年度と同じ文言を用いた2020年度の調査結果と比較すると、小学校で7.9ポイント、中学校で10.9ポイントの上昇を見せており、長期的な視点では支援の効果は着実に表れていると認識しております。

今後は、次年度の調査において注釈による文言の補完を行うとともに、学校園訪問等を通じて現場の困り感に寄り添い、具体的な支援方法の指導や助言を継続することで、支援体制の充実に努めてまいります。

次に、「校種間連携・ブランドカリキュラム」についての項目でございますが、校種間連携への意識が、順調に醸成されていると認識しております。昨年度までは「目指す子供像の共有」を求めておりましたが、今年度は「目指す子供像を意識した授業を行うこと」を求めております。この状況においても、中学校において3ポイント以上の上昇が見られました。次年度以降も引き続き推進してまいります。

続いて、「ワクワクする授業づくり」についてでございますが、この質問は、新規の3問でございます。これまで3年間、特に力を入れて推進してきた「アウトプット」の項目については比較的高い結果が出ております。一方、「探究的な学び」の項目と、「ICTの利活用(中学校)」の項目については課題が見られます。しかし、同内容の児童生徒調査では、いずれの項目も高い数値が出ていることか

ら、教職員調査の本結果は、教職員の「まだまだできる」という伸びしろと捉えております。本年度より推進している項目であるため、次年度以降も継続して推進してまいります。

続いて、「ICT機器を活用した支援」についての項目でございますが、小学校、中学校ともに多くの教員がICT機器を活用して授業や学びの支援を行っていると認識しております。昨年に比べ数値が下がっておりますが、これは、ICT機器には、児童生徒が使う1人1台端末、教職員が使う校務用パソコン、電子黒板、書画カメラ等があり、ICTを活用した個別最適な学びが求められる中、現在のICT活用では不十分であると捉えた教員が増えたと考えられるためでございます。しかし、全体的にはICT機器の活用は、引き続き定着していると認識しております。

続いて、「教職員研修」についての項目でございますが、研修に参加することで自身の資質・能力の向上を図れている教職員は増加していると認識しております。姫路市立総合教育センターが実施する研修は、演習や協議を充実させ、自己の実践や経験と結びつけたり、他者の多様な考えに触れたりすることにより、教職員の主体的・対話的で深い学びを目指しております。また、喫緊の課題となる内容から、教職員として必要な資質・能力の向上に関する内容まで、幅広い分野で研修を行っており、受講者のニーズや国、社会の動向に応じた研修となるようにしております。また、校園内研修については、校園内研修担当者会で様々な研修講師を紹介したり、主体的・対話的で深い学びとなる校園内研修の在り方を協議したりすることで、より充実した研修になるよう取り組んでまいりました。

今後も研修の振り返りや、校園内研修支援後のアンケートからニーズを把握し、より教職員の資質向上につながる研修となるよう工夫をしていきたいと考えております。

続いて、「勤務時間の適正化」についての項目でございますが、業務改善を意識した取組による働きがいは過半数に達していますが、中学校では小学校より数値が低く、校種間に差が見られます。この調査項目は、取組の状況ではなく、その成果が先生方にどれだけ実感されているかを把握することを目的としたものでございます。昨今の教員不足による、個々の負担感が増加している中で、働きがいという主観的な評価で過半数を超えたことは、改善の取組が一定の成果を示していると考えております。一方で、約4割が実感していないことから、さらなる改善が必要であり、特に中学校での取組を進めていきたいと考えております。

「中人研や人権に関する研修」についての項目でございますが、さらなる研修の充実と参加促進を図っていきたいと考えております。人権に関する研修は中人研だけではございませんが、全教職員に対する悉皆研修は中人研のみとなっております。中人研に関しては、実施に対する負担感や、理解が十分でない同和問題に取り組むことへの難しさから、前向きでない教職員も少なからずおります。しかし、「人権感覚が磨かれるいい機会となった。今後も研修を継続していきたい」という回答も多くみられます。本年度の数値は減少したものの、調査開始以降の数値は横ばいであります。今後は、様々な人権課題の研修会への参加周知や、同和問題に関する研修会の充実を図っていくことが必要であると考えております。

次に、「校務 DX」についての項目でございますが、教職員が業務の効率化を実感できるよう、引き続き校務 DX の取り組みを進める必要があると考えております。また、「校務 DX」が具体的に何を指しているのか理解が難しい教職員も相当数いると考えられるため、次年度の調査においては、注釈による文言の補完も検討してまいります。なお、令和7年度末に校務支援システムを更新いたします。これにより校務のデジタル化をさらに推進し、生成 AI も活用しながら、校務の効率化や負担の軽減を図ってまいります。

次に、児童生徒調査についてでございます。

「学校に相談できる先生はいますか」についての項目でございますが、児童生徒の教職員への相談に関する肯定的回答率は、増加しております。昨年度までの調査項目であった「『何でも』相談できる」は、多感な時期である子供たちにとってハードルが高いため、今年度より「相談できる」という調査項目としたため、回答しやすくなったと考えております。学校が、日頃から心の通い合う生徒指導の推進に向けて、児童生徒が教職員に相談しやすい関係づくりをはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含めたチーム学校として児童生徒一人一人の内面理解の深化に努めるなど、教育相談体制の充実を図っているため、増加傾向にあると考えております。今後も引き続き、生活ノートや連絡帳などの毎日のやりとりや教育相談等の機会を通じて、子供の心身の状況把握に注力するとともに、全教職員で情報共有を密に図り、子供の些細な変化を見逃さないよう努めてまいります。

続いて、「学校図書館及び読書」についての項目でございますが、小中学校ともに下がっております。学校図書館の本を使って学習する割合が、小学校において下がった理由として、端末を活用して様々な最新のデータを調べることができるようになった影響があると考えております。紙の本だけでなく、インターネット上のデータや動画なども活用しながら学習を進めている児童が増えているためだと考えております。また、「読書は好きですか」の質問に対しても減少傾向が続いておりますが、これは姫路市だけでなく、全国的に同傾向でございます。これは、幼少期から多様な娯楽に容易に触れられる環境があるうえに、塾や習い事による多忙化が進み、良質な読書に没頭するきっかけや時間的ゆとりが失われているためだと考えられます。しかし、過半数の児童生徒が「読書は好き」と肯定的に回答しており、姫路市には読書の楽しさを知っている子供が多くいることも確かでございます。読書を習慣づけるには、幼少期からの保護者の働きかけが大切だと考えております。今後は、令和8年3月策定予定の「第5次姫路市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立図書館を中心に、家庭・学校・地域が連携して、児童生徒の読書環境の充実に努めてまいります。

続いて、「ワクワクする授業」についての項目でございますが、「ワクワクする授業づくり」の推進は、順調な滑り出しを見せております。新規の3問でございますが、いずれも想定していたよりも高い結果が出ております。一方、同内容の教職員調査では、先ほどお伝えしましたように、各設問とも児童生徒調査よりも低い結果が出ております。このことから、教職員は「まだまだできる」と考えて

いると思われ、次年度以降、本結果のさらなる上昇が期待できると捉えております。引き続き、「ワクワクする授業づくり」を推進してまいります。

続いて、「地域」についての項目でございますが、地域のことを調べたり、地域の人とかかわったりする機会があったと答える児童生徒が減っております。今年度の結果を受け、次年度は「探究的な学び」と関連付けながら、再度、地域との関わりを推進してまいります。今年度は、昨年度から肯定的回答率が下降しましたが、今後の推移を注視していきたいと考えております。

本調査の結果につきましては、既に各校に送付し、活用をお願いしております。また、今後、全市的な共有を図りながら、更なる取組の改善に努めたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

「学校に相談できる先生はいますか」の項目について、昨年度までの「『何でも』相談できる」から「相談できる」に設問を変更したことにより肯定的回答率が増加したのではないかという説明でしたが、実際に、前と比べて生徒が何かにつけて声をかけやすくなった、相談事をしやすくなったという実感はありますか。

(答)

いくら信頼している先生にでも、「何でも」相談できるか、と言われるとハードルが高いので設問を変えました。設問を変えたことで数字が上がっているのではないかと考えていますが、教職員への相談に関しては、毎日の生活ノートや中学校における各学期での担任との1対1の面談のほか、日頃から気になったことは声掛けをしていくように努めていますので、感覚としては、生徒から相談しやすい環境になってきていると思っています。今後も数字の推移を注視していきたいと思えます。

(意見)

数字がどう推移していくのかも重要だと思いますが、他市も同様のアンケートを取っていると思いますので、他市の場合、この項目について本市と同じ設問だったのか、また他市に比べてこの項目の数字がどうなのかを比べてみてはどうでしょうか。本市の現状を見るのに、色々な指標を揃えて見てみるのも一つの形ですので、是非確認をしてみてください。

(答)

他市については把握できていませんので、他市で同じような調査はないか、他市と比べてどうなのかについては、今後研究していきたいと思えます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の3 中学校部活動の地域展開（姫カツ）の進捗状況について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課長 報告事項の3について説明)

姫カツクラブの登録団体と指導者についてですが、12月開催の定例教育委員会でご報告した101団体から、協会・連盟が主体となる種目などを加えて12月24日時点で168団体となりましたことをご報告いたします。

「1 姫カツクラブ登録団体(活動拠点)数」のうち市が募集を行った競技の登録団体数は、軟式野球が19、女子軟式野球が1、サッカーが18、女子サッカーが1、男子バレーが8、女子バレーが14、男子バスケットボールが10、女子バスケットボールが9、剣道が15、ソフトボールが3、卓球が6となっております。

今後、登録団体同士の協議により合同で活動する場合もあり、団体数は変動します。協会・連盟が実施主体となる競技については、陸上競技が4、水泳競技が4、体操競技は安室中を拠点に全市単位の姫カツクラブを1か所設立、柔道は3、ソフトテニス26、相撲は2、吹奏楽は21、コーラスは2、ギターマンドリンは1となっております。

「2 登録団体の一覧及び活動拠点」については、別紙の「姫カツクラブ登録団体の状況」に詳細な内容をお示ししております。

「3 今後の団体・指導者の参画について」ですが、登録団体がない中学校区については、必要に応じて登録団体の募集を継続いたします。

「4 姫カツ連携活動」ですが、独自運営を行う民間団体等と連携した活動でございます。令和8年1月18日まで募集した結果、122団体の応募がありました。加えて公民館講座と市民センター教養講座においても登録を予定しており、現在最終確認中でございます。

「5 指導者バンク」ですが、専門的な知識や経験、技能等を有する指導者を各姫カツクラブとマッチングするもので、令和8年1月末現在23件の登録となっております。

「6 今後のスケジュール」ですが、令和8年1月に、姫カツシンポジウム、教職員向けの姫カツ連絡担当者会を実施しました。2月には、新入生説明会及び在校生説明会を各校で実施しております。3月に、登録団体及び指導者への事務説明会、姫カツ推進協議会、教職員向けの姫カツ連絡担当者会を再度実施いたします。4月には、運営の主体となる姫カツコンソーシアムを設立します。5月に、登録団体及び登録指導者事務説明会を再度実施します。6月に、姫カツクラブ参加者受付を開始します。8月は、学校部活動・姫カツクラブ連携交流期間として、9月に向けての密な交流や引継ぎの期間とします。9月からは、休日の姫カツクラブ活動が開始となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

資料に「大会出場」について記述がありますが、どのような大会を想定していま

すか。中学校単位で出場するところとクラブ単位で出場するところとで分かれてくるのですか。

(答) 基本的には、中体連の中学校総体の公式試合を想定していますが、その他協会主催の大会も想定しています。スクール型（合同練習型）の競技については、各中学校名での大会出場となり、上の大会に上がっていても、各中学校名で上がっていきます。

(問) 吹奏楽について、活動場所が山陽中学校となっているところが、「姫カツ山陽吹奏楽クラブ」と「姫カツ吹奏楽チャレンジコース」の2つありますが、なぜですか。

(答) 「姫カツ山陽吹奏楽クラブ」はいわゆる姫カツですが、「姫カツ吹奏楽チャレンジコース」は特例で、自校の部活動に吹奏楽がない子たちや初心者在全市的に集めて行うチャレンジコースであり、その活動の拠点がたまたま山陽中学校になっています。

(問) 姫カツクラブ登録団体の中で、現状で団体数が充足している競技はどれですか。

(答) 公募した競技については、おおむね充足しています。自分の校区に姫カツクラブがなくても、隣の校区に行けば参加できるというところもありますが、できるだけ近いほうがよいので、募集は継続して行っています。陸上競技と卓球については充足できておらず、かなりの部員数があるのですが、土日の活動場所が少なく、姫カツチームから大会に出場することはできませんので、中学校から大会に出場するようになります。

(問) 女子軟式野球やソフトボールの団体数も少ないですが、全市的に見て今の部活動をカバーできるということですか。ソフトボールは部活動としては何校あるのですか。

(答) 競技人数的には妥当です。ソフトボールは、現在概ね6校か7校にありますが、3校か4校が合同で一つのチームとして大会に出場しています。

(問) 団体数が充足していない陸上競技や卓球が学校単位で大会出場できるようになるとすると、他の競技においても学校単位で出場してもよい扱いになるのでしょうか。それとも、姫カツに集約して動くということになるのでしょうか。

(答) 最終的には令和10年10月の完全移行が目指すところであり、姫カツチームが主となる活動団体として展開していきたいと考えていますので、基本的には大会に出るのは姫カツチームからとなります。

- (問) 団体名に、企業名や公に知られているクラブチーム名が付いているのは問題ないのですか。
- (答) 制度的には問題ありません。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第54号 令和8年度教育委員会関係予算について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育次長 議案第54号について説明)
令和8年度歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長への意見の申出を行おうとするものでございます。
歳入及び歳出の科目別予算額一覧表でございますが、主な内容や、令和7年度当初予算と比較して大きな増減が見られる科目についてご説明いたします。
まず、歳入でございます。「45款 分担金及び負担金」から「90款 市債」までで、合計欄に記載のとおり、総額53億6,892万8千円で、前年度に対しまして、71億3,643万1千円、42.9%の減額となっております。
増減の主なものについてご説明いたします。「60款 県支出金」が、17億372万9千円で、15億4,303万2千円の増額となっております。これは主に、小学校給食費の完全無償化に係る学校給食費支援事業補助金の皆増によるものでございます。「90款 市債」が16億6,580万円で、75億9,320万円の減額となっております。これは主に、小・中学校の施設改修及び市立高等学校の用地取得に係る市債の減によるものでございます。
歳出につきましては、すべて「55款 教育費」で、「10項 教育総務費」から、「職員報酬給与費」までの、総額207億5,011万7千円で、前年度に対しまして、74億5,538万4千円、73.6%の減額となっております。
増減の主なものについて、ご説明いたします。「10項 教育総務費 23目 保健体育費」が、2億4,980万円の増額となっております。これは主に、夢前学校給食センターへの空調機整備に係る工事請負費の皆増及び物価高騰の影響等による給食物資購入事業経費の増によるものでございます。
また、「15項 小学校費 20目 学校建設費」が、29億6,137万3千円の減額、「20項 中学校費 20目 学校建設費」が13億2,309万1千円の減額となっております。これらは主に、屋内運動場への空調機整備に係る施設整備費の減によるものでございます。「25項 高等学校費 20目 学校建設費」が40億8,256万7千円の減額となっております。これは主に、市立高等学校の用地取得に係る経費の減によるものでございます。「35項 特別支援学校費 20目 学校建設費」が、8,747

万1千円の増額となっております。これは主に、校舎への空調機整備に係る施設整備費の増によるものでございます。次に、「38項 文化振興費 55目 図書館費」が、2億2,261万円の増額となっております。これは主に、昨年度設計を実施しました、図書館安富分館の多目的ホール天井改修工事に係る整備事業費の増によるものでございます。

次に、教育委員会の令和8年度の主要事業の概要についてご説明いたします。

未来を拓く「ひとづくり改革」として、「より良い教育環境の整備」の「小・中・高等学校『一気通貫型』探究学習の推進」につきましては、子供たちの探究学習を指導する教員の能力向上を図るため、国際的な探究学習プログラムの研究を行うなど、教員研修の内容を充実させてまいります。

「デジタル技術を活用した教育の推進」につきましては、「学習プラットフォームの充実」を図るとともに、中学校部活動の地域展開「姫カツ」等を通じて、地域のスポーツや文化の振興のほか、コミュニティを支える人材を育成するため、学びや体験の機会を提供したい人と、学びたい・体験したい人をつなぐ「学びのマッチングプラットフォーム」を構築いたします。また、令和7年度に実証研究を行った「心の健康観察」について、1人1台端末で児童生徒が自らの心身の状態を毎日記録できるアプリケーションを全ての市立学校に本格導入いたします。

「子ども選書会議の開催」につきましては、子供の意見を図書館の選書に反映し、主体的な読書活動を促進するため、子供が参加する選書会議を開催いたします。

「誰一人取り残されない教育の推進」につきましては、不登校支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援員を増員するほか、スクールソーシャルワーカーを全市立中学校に配置いたします。また、学校に通いづらい児童生徒の居場所を提供するための教育支援教室の展開や、オンライン不登校支援を推進してまいります。

「小学校給食費の完全無償化」につきましては、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、小学校における給食費を完全無償化いたします。

「市立小学校等給食室の空調整備」につきましては、調理員の労働環境と食材の衛生管理の質の向上を図るため、全ての市立小学校等の給食室に空調を整備いたします。

「学び舎ひとつプロジェクトの推進」につきましては、令和9年度の学校統合を控えた子供たちが、新しい学校生活にスムーズに馴染めるよう、統合対象校による合同交流行事を開催いたします。

「通学の安全確保」につきましては、令和9年度の学校統合により通学距離が伸びる子供たちの安全を確保するため、スクールバスを導入いたします。

「姫カツの推進」につきましては、姫カツコンソーシアムを設立するほか、子供たちが安心してクラブ活動に参加できる環境を整備するため、音楽室を休日の活動拠点とする中学校において、セキュリティ対策を実施いたします。また、持続可能なクラブ活動運営を実現するため、指導人材の確保と地域間格差の解消に

向けた支援を展開してまいります。

「『Go Beyond』で未来を拓く 魅力ある市立高等学校づくりの推進」につきましては、生徒一人ひとりの主体的な学びを実現する新たな高等学校教育を提供するため、市立3高校の発展的統合校として「姫路市立高等学校」を開校いたします。また、旧市場跡地への新校舎建設に向けた基本構想・基本計画を策定いたします。

「市立学校園の整備」につきましては、荒川校区の児童数の増加に対応するため、「(仮称)荒川南小学校」を整備するほか、教育環境の充実と避難所としての機能強化を図るため、全ての市立学校の体育館に空調を整備いたします。

世界とつながる「グローバル改革」として、「戦略的なグローバル事業の展開」の「地域と調和した多文化共生社会の実現に向けた在住外国人への日常生活サポート」につきましては、外国人住民が地域に根を下ろし、共に支え合う社会を形成できるよう、日本に来て間もない児童生徒を対象に、学校生活を送る上で必要となる言語や習慣を集中的に学ぶ「拠点型初期日本語指導教室」を実施いたします。

「ゼロカーボンシティの推進」の「公共施設・学校照明のLED化」につきましては、エネルギー消費量及びCO2排出量を削減するため、学校施設の既存照明を順次LED照明へ更新いたします。

にぎわいを創出する「まちづくり改革」として、「地域コミュニティの活性化」の「公民館を拠点とした地域活性化の推進」につきましては、図書サービスの利用を促進するため、公民館の一室を活用し、自動車文庫に代わる新たな予約図書の貸出・返却サービスを開始いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

いじめ対策や不登校支援については、不登校児童支援員やオンライン不登校支援等、どの施策も問題が起こることが前提になっています。持続可能な施策を実施するには、不測の事態が起こっても対応できるような環境づくりに向けて取り組まなければならないと思いますが、そういった取組が今回の予算からは見えてきません。学校だけで抱え込みすぎず、地域を巻き込んでいく取組を今の段階から進めていかないと、予算が足りなくなってからそういったことを始めるのは非常に困難です。予算が減額されても対応できるような、地域を巻き込んだ中長期的な取組等を進められていますか。

(答)

いじめや不登校については、教員がきめ細かく観察していますが、教員が気付かないようなことをできるだけ早く見つけていく取組として、来年度、1人1台端末を利用して、毎日子供たちが記録していったものを客観的にデータとして分析する「心の健康観察」というシステムを導入し、積極的に声掛けをしていきます。人件費に関しては予算が恒久的にとれるものでないので、学校に導入しているICTをうまく活用して効率的に業務を進めていきます。また、昨年来、スクリレを使って今

までよりもきめ細かく各学校から情報を発信できるようになっていますので、学校の様子や、学校が地域にお願いするようなことも、積極的に発信していくよう啓発をしています。

(意見) 啓発していけばよいという程度で、仕組みレベルで落とし込んでいるというわけでもありませんし、ICTの活用といっても実際にマインドセットを変えていかないと成果が上がらないと思います。責任の範囲の分担を広げ、更なる持続可能な取組に向けた動きを期待したいです。

(答) 学校だけで対処するのが難しいことは、教育委員会だけでなく、子育て支援室や子供の家庭をサポートする専門機関と連携を進めているほか、いじめに関しては警察や少年サポートセンター等の機関と連携しながら対処していくという体制を作ってきましたので、年々協力関係はしっかり作られてきていると思いますし、これからもっと協力関係を進めていかないといけない状況にあることは認識しています。

(意見) 全く同感で、学校で抱えきれない部分について、関係機関と連携をとっていくことは大変重要ですが、残念ながら、これまでの報告では、どちらかという和学校負担がより増しているような報告の方が多く感じます。取組を進めているのであれば、しっかり見える化できるような動きが重要だと思います。

(問) 「心の健康観察」のアプリについて、子供たちが入力したデータを先生が見るということを公表して活用するのですか。

(答) 入力したものを先生たちが共有するというのを、子供たちに伝えた上で活用していきます。

(意見) 先生に話ができる環境にないことには、導入しても本来求めたい効果と異なることになりかねないので、導入までに、今まで以上に先生に相談しやすい環境を整えて、生徒と先生との関係づくりを今まで以上に意識してほしいと思います。

(問) マッチングプラットフォームについて、生徒が個別にやってみたいというのをつなぐのか、そこで仕事をしたい、支えたいという個人や団体と学校、教育委員会をつなぐのか、どちらの目的でしょうか。

(答) 中学生がこんなことをやってみたいと思ってアクセスしたり、逆に、中学生に体験や学びの機会を提供していくというもので、やりたいことを自分でスケジュール化していくマッチングプラットフォームです。姫路のいろんな学びを体験していく中で、コミュニティを支える人材を育成していくというように今後発展していくような考えで捉えています。

(問) 各生徒の参加状況や活動内容を教育委員会が把握できるような仕組みがないと、習い事紹介や営業の場のようにもなりかねないので、教育委員会が責任を持って、生徒達の安全確保と意欲促進できるような管理運営をお願いします。

(答) 誰かれ問わず参画できるということではなく、しっかり管理したうえでの運営の運営体制を検討していきたいと思います。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 54 号 令和 8 年度教育委員会関係予算について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 54 号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、
議案第 55 号 令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 8 回 教育委員会事務局所管分）について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ （教育次長 議案第 55 号について説明）
令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 8 回 教育委員会事務局所管分）に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。

まず、「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきまして、「55 款 国庫支出金」を 7 億 3,842 万 1 千円、「90 款 市債」を 20 億 8,620 万円、合計 28 億 2,462 万 1 千円、歳出予算につきまして、「55 款 教育費」を 29 億 7,867 万 8 千円、それぞれ増額補正するものでございます。

内訳につきまして、補正予算事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出でございます。「10 項 教育総務費 20 目 教育指導費」でございますが、国の補正予算を活用し、高等学校のDX加速化に係る環境整備として、1,000 万円を、生成AI活用の実践研究として、400 万円をそれぞれ増額するものでございます。次に、「23 目 保健体育費」でございますが、国の補正予算を活用し、小学校の給食費無償化の補助対象経費を超える部分及び物価高騰の影響による中学校給食用食材の購入経費増額分の一部を公費負担するため、2 億 3,905 万 6 千円を増額補正するものでございます。学校給食費の改定につきましては、後ほど、報告事項の 4 でもご説明いたしますが、小学校につきましては、この度の国の補正予算で措置された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」及び令和 8 年度に創設される「給食費負担軽減交付金」を活用して完全無償

化し、中学校につきましては、臨時交付金を活用して学校給食費の増額改定分の一部を公費で負担いたします。

次に、「15 項 小学校費」から「35 項 特別支援学校費」までの「20 目 学校建設費」につきましては、令和 8 年度に実施する学校施設の老朽化対策事業及び環境整備事業などの一部が、国の令和 7 年度補正予算に採択されたことにより、小学校費 17 億 9,813 万 1 千円、中学校費 9 億 2,020 万 5 千円、特別支援学校費 5 万 3 千円をそれぞれ増額補正するものでございます。次に、「38 項 文化振興費 55 目 図書館費」でありますが、国の補正予算を活用し、燃料高騰の影響等による図書館に係る指定管理料の光熱費相当額の増額改定分として、723 万 3 千円を増額補正するものでございます。

次に、歳入でございます。先ほど歳出でご説明いたしました事業の財源として、国庫補助金 7 億 3,842 万 1 千円、市債 20 億 8,620 万円を増額補正するものでございます。

次に、「第 2 表 繰越明許費補正」でございます。「10 項 教育総務費」でありますが、先ほどご説明いたしました、高等学校における D X 加速化に係る環境整備及び生成 A I 活用の実践研究における費用並びに学校給食用食材の購入経費増額分等を、令和 8 年度に繰り越して実施するものでございます。「15 項 小学校費」から「35 項 特別支援学校費」までにつきましては、先ほどご説明いたしました、国の令和 7 年度補正予算に係る学校施設の整備事業等の一部を、令和 8 年度へ繰り越して実施するものでございます。なお、「25 項 高等学校費」の用地取得事業費につきましては、新市立高等学校の整備に係る用地取得事業の一部を、令和 8 年度に繰り越して実施するものでございます。

次に、「第 3 表 地方債補正」でありますが、義務教育等施設整備事業について、起債限度額を 20 億 8,620 万円増額し、113 億 4,270 万円とするものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 55 号 令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 8 回 教育委員会事務局所管分）について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 55 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の 4 学校給食費の改定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課主幹 報告事項の4について説明)

「1 学校給食費の改定理由」についてでございますが、本市の給食費は、4年ごとの定期見直しを行うほか社会情勢の変化等を考慮して改定の検討を行っております。前回は令和6年4月に改定しましたが、想定以上に米を中心とした物価が急激に高騰し、現在の給食費の額では今後、栄養価等の基準を満たす充実した給食の提供が困難になるため改定を行おうとするものでございます。

「2 姫路市学校給食運営審議会への諮問」でございますが、学識経験者、児童生徒の保護者代表等により構成され、学校給食の運営についての調査審議を目的に設置された姫路市学校給食運営審議会において、給食費の改定についての審議を行いました。そして、教育委員会として、同審議会での意見を踏まえ、令和8年度からの給食費については増額改定する方針を決定いたしました。

「3 学校給食費の抜本的な負担軽減」につきましては、文部科学省において、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設され、小学校の給食費について、毎年5月1日現在の在籍児童数に応じて、基準額分が自治体に交付されることとなったものでございます。

「4 給食費の改定」につきましては、本市における令和8年度の予算編成において給食費の改定について検討を重ねた結果、令和8年度以降の給食費の額を、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校は1食当たり340円に、中学校及び義務教育学校後期課程は、1食当たり375円に改定いたします。ただし、児童生徒分の保護者負担額については、「給食費負担軽減交付金」及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部は、完全無償化、中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部及び高等部は、1食当たり30円を公費負担とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1食あたり345円に、特別支援学校中学部及び高等部は1食あたり310円とするものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の5 姫路市子ども読書活動推進計画(第5次)に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (城内図書館長 報告事項の5について説明)

まず、市民意見の提出状況でございますが、募集期間は、令和7年12月17日

から令和8年1月16日までの1か月間でした。募集につきましては、市民の皆様から広く御意見をいただけるよう、図書館分館、各支所、地域事務所等への設置や市の広報誌、市ホームページに掲載をいたしました。意見件数は、13通32件でございました。

次に、意見件数の内訳でございますが、提出された意見を計画案の項目ごとに件数を示しております。意見が複数の項目にまたがる内容の場合は、主な内容が含まれる項目に件数を計上しております。

意見により修正した項目は、2項目でございます。

次に、提出された市民意見とそれに対する市の考え方についてでございますが、修正した項目について、市の考えと修正内容を説明いたします。

公民館に子供向けの本を置いて本に触れ合う機会を増やす対策についての意見がございました。市の考え方としましては、公民館は、各種団体と連携し読み聞かせ等の講座の充実に努めてまいります。この意見をもとに、その取組みの中で、図書コーナーを活用して子供向けの講座等の充実に努めることとするため、「第3章3施策の体系」及び「第4章1(2)公民館」の「計画」の「5図書コーナーの充実」を「5図書コーナーの活用」に修正しております。

図書館が近くにない公民館等で実施している「子育てサロン」の場などで幼児に読み聞かせをする機会をつくることを一案とする意見がございました。

本市では、児童館・児童センターがない校区には、移動児童センターが公民館などを巡回して楽しい遊びを届けており、その際、児童センター同様に絵本の読み聞かせも行っていることから、星の子・児童センター・児童館の現状についての記述内容を補足するため、「第4章1(5)星の子館・児童センター・児童館」の項に実施している内容を追記しております。

その他の市民意見につきましては、参考とした項目として、番号3以降の市民意見の要旨と市の考え方としての記載の通りでございます。

主な意見をいくつか紹介しますと、「絵本から本格的な読書までには近くにいる大人が手助けすることが大事だが、大人にも知識が必要である。」「お母さんに対する働きかけとして、保健所での健診時の絵本の紹介がよい。」など、大人への働きかけや保護者への啓発活動に関するもの、「小中学生の不読対策には、学校図書室を活性化させることが必要である。司書の専任化を求む。」などの意見がございました。

以上のパブリック・コメント募集結果につきましては、子ども読書活動推進計画(第5次)の策定の後に公表してまいりたいと考えております。

なお、本件は3月中旬の市議会文教・子育て委員会に報告した後、教育長臨時代理決裁により策定し、3月の教育委員会で臨時代理の承認をいただき、計画策定完了となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれです

承したいと思います。

教育長

- 次に、
報告事項の6 小中学校の適正規模・適正配置（置塩・鹿谷中学校区）について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （教育企画室主幹 報告事項の6について説明）
まず、「1 取組方策と進捗」でございますが、令和7年3月に「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を公表し、置塩、鹿谷の両中学校区においては、令和10年度を目途に置塩小学校、古知小学校、前之庄小学校の3小学校及び置塩中学校、鹿谷中学校の2中学校を統合し、義務教育学校を設置することといたしました。同年6月以降には、まずは通学等に大きな影響がある置塩、古知校区の自治会やPTAを対象に説明会を複数回実施いたしました。9月に置塩中学校、置塩小学校及び古知小学校のPTA並びに置塩校区及び古知校区の自治会から「置塩校区の段階的な統合を求める嘆願書」が提出されました。その後、「義務教育学校設置に係る学校地域協議会」の開催に向けた検討会において、嘆願書における「段階的な統合」の内容について教育委員会事務局から出席者に確認し、その内容について検討を行いました。

次に「2 嘆願書における『段階的な統合』について確認した内容」をご覧ください。(1)古知小学校の複式学級解消のため、置塩小学校と古知小学校を統合する、(2)統合後の学校は置塩小学校の校地・校舎を使用する、(3)古知小学校を置塩小学校に編入統合することとし、校名・校歌等は変更しない、(4)古知小学校区の児童の登下校にあたってはスクールバスを運行する、(5)放課後児童クラブも置塩小学校のクラブに統合する、(6)統合時期は令和9年4月でも構わない。それに向けて、令和8年度から交流行事を行う、(7)一旦、置塩小学校と古知小学校を統合し、その様子を見て、その先の統合を考える、の7項目が9月に開催した検討会において出席者に確認をしました「段階的な統合」における確認内容となります。

次に「3 再編スケジュールの検討結果」でございますが、教育委員会としては基本的な考え方に基づき、スピード感をもって少子化に対応したより良い教育環境の実現を図ることとしておりますが、嘆願書において地域住民及びPTAからは、地域の実情を踏まえ、置塩小学校及び古知小学校の段階的な統合をして欲しいとの要望がなされております。事務局では、嘆願書における「段階的な統合」について確認した後、昨年11月に「段階的な統合」の対象校とされた古知小学校区の保護者との対話集会を開催しました。その場では参加者の大半が「段階的な統合」に理解を示されました。また、2月10日には「段階的な統合」の対象とされていない鹿谷中学校区の保護者等に対して説明会を開催し、最終的な義務教育学校設置に向けた段階的なものである旨説明したところでございます。急務の課題であった古知小学校の複式学級が解消されること、段階的な統合に際して

校舎増築等の経費が発生しないこと、段階的な統合を経て義務教育学校の設置について考えていくこと等を踏まえ、検討の結果、まずは置塩小学校及び古知小学校の段階的な統合から進めることとします。

最後に、「4 段階的な統合の決定内容」でございますが、統合対象校は置塩小学校及び古知小学校で置塩小学校への編入統合とし、校地は置塩小学校、統合時期は令和9年4月でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

PTAの要望を丸呑みするような進め方になっていませんか。

(答)

基本的な考え方に示しているとおおり、行政が主体的に責任を持って統合を進めていくという方針に変更はございません。一方で、統合に際しては、学校地域協議会を設置して、協議によって統合を進めることになっていますが、協議会を設置しても、現実的に参加しない地域があるような状態となれば、一方的に統合を進めることは難しいと考えております。各地域と協議した結果、急務の課題である古知小学校の複式学級を解消すること、段階的な統合に際して学校建設に係る投資的な経費を必要としないということ、最終的な目標である義務教育学校を設置することについては変更しないということで、まずは段階的な統合から進めたいと考えております。

(意見)

行政として一方的に進めることができないから、地域住民の要望を受け止めて進めていくというのは、イニシアチブを持った行政主導の進め方とは思えません。増築等経費が発生しないとの説明でしたが、そもそも5校の運営には莫大な費用がかかっており、これをまとめることで大幅な費用減となる機会を損失しています。だからといって地域と揉めていくことは望ましくないもので、問題の先送りかつ部分最適に陥らざるを得ないような状況にあるということはある程度理解していますが、中長期的に見てこのやり方が通用しないというのは、共通認識としてお持ちだと思えます。全体最適に向けた動きを期待します。

(答)

5校を一斉に統合して、新たに義務教育学校を設立するのは本市でも前例がないことですので、当該地域の方々としては、教育や地域のつながりに大きな影響を及ぼすことを懸念しています。現状は、教職員の加配や配置の工夫により1学年1学級で各学年に担任はいますが、学級編制基準上は5学級の状態になっており、地域の方々も、古知小学校の複式学級を解消することは必要だと理解していただいております。廃校後の校舎の扱いや利活用については、一斉に5校を統合して義務教育学校にすると、置塩中学校区から3つの学校がなくなってしまうことで避難所としての機能、通学距離がかなり伸びることを懸念されています。義務教育学校以外で本市において直近で学校統合が行われた事例は、平成22年度の山之内小学校の統合なのですが、15年以上前の話です。令和9年度に統合する地域で、学校地域協議会

が立ち上がって統合に向かって前向きに協議していただいている地域もありますので、まずは、令和9年度の統合で問題なく進んでいることを示していったり、地域や保護者の理解を促進していきたいと思います。教育は、保護者や地域の方々にも支えられて成長を図っていかねばいけない分野だと思いますので、理解促進を図っていきたくております。

(意見)

いじめ問題も学校の統廃合も、地域を巻き込んで、隣接市町村も含めた広域で考えていくことが重要で、避難所の観点からも、教育だけではなく部局横断で考えていく必要があると思います。我々世代が責任を持って考えていかないと、10年後、20年後の人たちに定住してもらいにくい街になりうる可能性があります。最近では居住地もフレキシブルで、広域で人が流動的に動ける時代なので、姫路が選ばれる街になり、持続的な魅力を高めていくためにも、しっかりと取組を進めていただくことを希望します。

(意見)

学校地域協議会を開催しようにも、地域の人に参加してくれないので開催できないという話がありましたが、対象校、対象エリアの人にもかかわらず、自分たちの子なり孫なりが関わっているのに参加しないというのは行政的に考えてもおかしい話だと思います。必ず参加してもらおう場作りを早めにしてほしいと思います。最適解が何かを考えて、そこからタイムテーブルを落とし込み、エンドを決めて、密度を濃く詰めていくことが大事だと思います。

(答)

来年度早々には、置塩小学校と古知小学校に関する学校地域協議会を立ち上げて、スクールバスでの送迎などについて話を詰めていきます。同時並行で、鹿谷中学校区の代表の方々にも定期的な情報提供に努めていきたいと思っています。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の6についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、3月23日月曜日の午後1時に開催していただきたいと思っています。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、3月23日月曜日の午後1時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については3月23日月曜

日の午後 1 時に開催することといたします。

教育長

- 以上で、本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 4 時 9 分)